
第2部 各論

1 地域生活支援

今後の障害者施策では、障害者が地域で自立して生活していくことを支援する仕組みづくりが求められています。また、障害者自身も地域住民の一員として、就労も含めて自分らしく地域への貢献をし、障害のある人もない人も、共に支え合うことが求められています。

また、生活の場、活動の場の整備や、精神障害者の社会復帰のための支援、地域での生活を保障するための権利擁護事業の一層の充実も必要です。

(1) 相談・情報提供の充実

■ 現状と課題

本市では、保健福祉総合相談窓口、障害者相談センター及びこころの健康センターを設置するとともに、障害者施設での各種相談支援事業等の実施により、相談や情報提供が受けられる体制を整備してきました。しかし、障害者が個々に直面している様々な問題や課題には、必ずしも十分に応えられていませんでした。

障害者が地域で自立して生活していくためには、さらに身近なところで気軽に相談や情報提供ができる体制の整備が必要です。

■ 施策の方向性

今後は、障害者が身近なところで、いつでも相談や情報提供ができる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。また、専門的な相談員やピアカウンセラー*の配置を進め、相談する人の立場に立った相談や情報の提供を行います。なお、その際には個人情報の保護についても配慮します。

■ 主な事業

事業名	事業内容
発達障害者支援センターの設置 [新規]	自閉症等の発達障害*者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中核となる発達障害者支援センターを設置します。 【目標】平成17年度末： - 平成22年度末：1か所 【所管】障害保健福祉課
地域生活支援センターの整備（再掲） [拡充]	精神障害者からの相談に応じ、必要な指導、助言などを行う地域生活支援センターの整備を促進します。 【目標】平成17年度末：1か所 平成22年度末：4か所 【所管】障害保健福祉課
障害者生活・相談支援の充実 [拡充]	障害者施設で地域における知的障害児(者)、身体障害児の生活支援及び療育相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助、調整を行います。 また、在宅の身体障害者の地域生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供を行います。 【目標】平成17年度末：3か所 平成22年度末：5か所 【所管】障害保健福祉課
保健福祉センターの整備 [拡充]	市民一人ひとりの保健福祉ニーズに合わせた相談からサービス提供まで、総合的かつ効率的に行う保健福祉の拠点施設として、保健福祉センターの各区への整備を推進します。 【目標】平成17年度末：1か所 平成22年度末：全区完成 【所管】保健福祉センター整備室
知的障害者生活支援事業	知的障害者援護施設に生活支援センターを設置し、センターに配置された生活支援ワーカーが地域で自活している知的障害者の家庭や職場を訪問することなどにより、本人の生活上の相談等に応ずるとともに地域生活に必要な支援を行います。 【所管】障害保健福祉課

精神保健福祉相談事業	市民の心の健康の保持増進や精神障害者の早期治療及び社会復帰を促進するため、こころの健康センターでの相談や保健所、保健福祉センターで相談や訪問指導を行います。 【所管】障害保健福祉課
養護教育センター教育相談事業	自閉症等の発達障害*を含めた障害のある児童生徒等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。 【所管】養護教育センター
保健福祉センター総合相談窓口の整備拡充	障害者など保健福祉サービス利用者の視点から、保健福祉センターの「保健福祉総合相談窓口機能」の整備・拡充を図ります。 また、インターネット等を利用して市民へのサービスを提供する情報システムを構築します。 【目標】平成 22 年度末までに実施
[拡充]	【所管】保健福祉総務課
市役所コールセンターの設置	市民からの行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを設置します。 【目標】平成 22 年度末までにサービス開始
[新規]	【所管】情報化推進課
申請・届出等手続のオンライン化の実現	インターネットを介して自宅や勤務先から市への申請・届出等が行えるよう、県内市町村と共同運営による電子申請サービスを開始します。 【目標】平成 22 年度末までにサービス開始
[新規]	【所管】情報化推進課
K I O S K 端末による電子申請	住民票の写しや各種証明書等を自動交付できる汎用的な自動交付機（K I O S K 端末）を、土日・休日も開館する公民館、図書館などの公共施設、さらにデパートや駅などの利便性の高い場所に設置します。 【目標】平成 22 年度末までにサービス開始
[新規]	【所管】情報化推進課

(2) 在宅サービスの充実

■ 現状と課題

ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ事業等は、障害者の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。自立支援法^{*}によって、サービスの位置づけや負担のあり方が変更されますが、これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障害者のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

■ 施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。また、多様な移動支援の方法などについて検討します。さらに、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会、NPO、ボランティア、企業など、様々な団体や組織が行政との適切な役割分担の下に連携して、地域での障害者の生活を支援していきます。

利用者がサービスを選択し、安心して利用していくために、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価など、様々な手法について検討していきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
ホームヘルプサービス事業	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、食事、排泄等の身体介護や調理、清掃等の家事援助、外出の際の介助などを行い、障害者（児）や難病患者の居宅での生活を支援します。 【所管】障害保健福祉課、健康医療課
デイサービス事業	障害者施設等で、入浴、食事、レクリエーション等のサービスを提供し、身体障害者や知的障害者の地域での活動を支援します。 また、障害児施設等で、食事、排泄等の指導や遊びを通じた集団生活への適応訓練等を行い、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応できるように支援します。 【所管】障害保健福祉課
ショートステイ事業	介護者の病気等で、一時的に家庭で介護が受けられない場合に、障害者施設等で短期間預かり、障害者（児）や難病患者とその家族が安心して暮らせるよう支援します。 【所管】障害保健福祉課、健康医療課
身体障害者補助犬給付事業	視覚・肢体不自由・聴覚障害者の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付します。 【所管】障害保健福祉課
重症心身障害児者通園事業 [新規]	重症心身障害児施設「桜木園」の改築整備にあわせ、在宅の重症心身障害児（者）に対して、日常生活動作、運動機能等に係る訓練・指導等の必要な療育を支援する通園事業を行います。 【所管】障害保健福祉課

ご存知ですか？ NO.1

補助犬マーク



「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなど一般的な施設に補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。身体の不自由な人の、身体の一部となって働きます。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。

このマークや、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(3) 社会復帰支援

■ 現状と課題

精神科病院入院患者で地域での受け入れ体制が整えば退院可能なもの、いわゆる社会的入院患者は、全国で約7万人といわれ、国では、入院医療中心から地域生活中心への移行という基本的な方策が推進されています。

本市では、グループホーム、生活ホーム等の生活の場の整備やホームヘルプサービスやデイケアクラブ事業などを通じて、精神障害者の社会復帰を支援してきました。今後は、社会的入院患者の退院を促進するとともに、社会復帰への一層の支援が必要です。

■ 施策の方向性

精神障害者の社会復帰を促進するため、グループホーム、生活ホーム、生活訓練施設等を整備するとともに、地域生活支援センターを中心に、関係機関が連携し、退院に向けての相談や自立支援計画を作成することにより、社会復帰や円滑な地域生活への移行を支援していきます。その際、地域の病院などとの連携も図っていきます。また、地域住民と障害者がともに支え合える地域づくりを目指します。

■ 主な事業

事業名	事業内容															
精神障害者の社会復帰への支援 [新規]	精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており地域生活移行への条件が整えば退院可能であるものに対し、地域生活支援センターを中心に病院や社会復帰施設などと連携し、相談や自立支援計画を作成し、退院のための訓練を行い社会復帰を支援します。 【目標】平成 22 年度末までに実施 【所管】障害保健福祉課															
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備(再掲) [拡充]	精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。 【目標】平成 17 年度末：4 か所 平成 22 年度末：28 か所 【所管】障害保健福祉課															
精神障害者社会復帰施設の整備(再掲) [拡充]	精神障害者に対して、社会復帰に向けた訓練や各種相談業務を行う社会福祉施設の整備を促進します。 【目標】 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活訓練施設</td> <td>1 か所</td> <td>3 か所</td> </tr> <tr> <td>福祉ホーム</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>支援センター</td> <td>1 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> </tbody> </table> 【所管】障害保健福祉課		平成 17 年度末	平成 22 年度末	生活訓練施設	1 か所	3 か所	福祉ホーム	-	1 か所	通所授産施設	-	1 か所	支援センター	1 か所	4 か所
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
生活訓練施設	1 か所	3 か所														
福祉ホーム	-	1 か所														
通所授産施設	-	1 か所														
支援センター	1 か所	4 か所														
デイケアクラブ事業	精神障害者の社会復帰に関する相談指導の一環として、保健所、保健センター等で料理、手芸、スポーツなどを通じて、仲間づくりや社会参加の場としてのデイケアクラブを開催します。 【所管】障害保健福祉課															

(4) コミュニケーション支援

■ 現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や派遣事業、要約筆記^{*}者の派遣事業、市政だよりの点字翻訳等により、障害者に必要な情報を提供し、コミュニケーション支援を実施してきました。

今後とも、障害者が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援は一層必要です。

■ 施策の方向性

コミュニケーション支援を必要とする障害者に対して、手話通訳者、要約筆記^{*}者、盲ろう通訳者^{*}等の派遣や養成を行い、地域で障害者を支える人材を増やしていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
手話通訳者配置事業	手話通訳者を福祉事務所等に配置し、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図ります。 【所管】障害保健福祉課
情報支援等事業	点字による即時情報ネットワーク事業 [*] や手話通訳者、要約筆記 [*] 者、盲ろう通訳者 [*] 等の派遣や養成を行います また、点字・声の市政だよりの発行も行います。 【所管】障害保健福祉課
情報バリアフリー化支援事業	重度身体障害者がパソコンを使用するにあたり、必要とされる周辺機器及びソフト等の購入費の一部を助成します。 【所管】障害保健福祉課

ご存知ですか？ NO.2

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すマークです。
耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表示するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。

(5) 福祉用具利用支援

■ 現状と課題

現在、障害者(児)に対し補装具や日常生活用具の給付事業を実施していますが、自立支援法*により、今後、補装具は自立支援給付に、日常生活用具は地域生活支援事業に変わります。

今後とも、障害者が地域で自立して生活していくためには、こうした福祉用具の適切な給付や情報提供が必要です。

■ 施策の方向性

補装具の適切な支給を行うとともに、日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障害者(児)の自立や社会参加を促進していきます。また、自立支援法*の制定による新・旧制度の内容変更についても関係者に情報の提供をしていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
補装具給付事業	身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図るために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)の交付や修理を行います。 【所管】障害保健福祉課
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障害者(児)、小児慢性特定疾患児、難病患者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付または貸与します。 【所管】障害保健福祉課、子育て支援課、健康医療課

ご存知ですか? NO.3



盲人を表示する国際マーク

視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用できます。

(6) 地域生活の場・地域活動の場の整備

■ 現状と課題

現在、本市にはグループホーム、生活ホーム等の障害者の生活の場やワークホーム*、共同作業所*といった小規模作業所等の活動の場は徐々に整備されてきています。しかし、日常の生活の場や活動の場の整備は、今後の障害者の地域での自立支援を推進する観点からも重要であり、一層の整備を進めていくことが必要です。

■ 施策の方向性

今後とも、グループホーム、生活ホーム、小規模作業所の設置・運営の支援を行い、障害者の地域での生活の場所や活動の場所の確保を進めていきます。

■ 主な事業

事業名	事業内容
知的障害者グループホーム・生活ホームの整備	知的障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。 【目標】平成17年度末：32か所 平成22年度末：52か所
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
精神障害者グループホーム・生活ホームの整備	精神障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、世話人の援助を受けながら共同生活をするグループホームや生活ホームの整備を促進します。 【目標】平成17年度末：4か所 平成22年度末：28か所
[拡充]	【所管】障害保健福祉課
障害者小規模作業所運営補助事業	障害者の生活訓練や福祉的就労などの支援活動を行う小規模作業所の安定的運営を支援するため、経費の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課

(7) 施設サービスの充実

■ 現状と課題

現在、更生施設や授産施設等に様々な障害程度の方が入所しています。今後は可能な限り地域で自立して生活を営めるよう支援を行っていくことが必要ですが、重度の障害で施設入所が必要な障害者には、安心して快適に生活を送れる環境を整えていくことも必要です。

■ 施策の方向性

自立した地域生活を支援するため、授産施設等を整備し、より障害者の自立支援につながるような活動プログラムの見直し等を進めていきます。また、常時医療的なケアが必要な身体障害者、強度行動障害*のある知的障害者など、地域で自立した生活が困難な障害者への対応として、必要に応じ入所施設の整備を進めていきます。



重度心身障害児入所施設「桜木園」
(平成 18 年 4 月リニューアルオープン)

■ 主な事業

事業名	事業内容															
身体障害者更生 援護施設の整備	<p>身体障害者に対して、治療・養護や自立に向けた訓練等を行う身体障害者更生援護施設の整備を促進します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療護施設</td> <td>4 か所</td> <td>6 か所</td> </tr> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>2 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> <tr> <td>福祉ホーム</td> <td>1 か所</td> <td>2 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末	療護施設	4 か所	6 か所	通所授産施設	2 か所	4 か所	福祉ホーム	1 か所	2 か所			
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
療護施設	4 か所	6 か所														
通所授産施設	2 か所	4 か所														
福祉ホーム	1 か所	2 か所														
[拡充]	【所管】障害保健福祉課															
知的障害者援護 施設の整備	<p>知的障害者に対して、更生に必要な指導・援助や職業を確保し自活に必要な訓練を行う知的障害者援護施設の整備を促進します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>5 か所</td> <td>8 か所</td> </tr> <tr> <td>通所更生施設</td> <td>5 か所</td> <td>10 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末	通所授産施設	5 か所	8 か所	通所更生施設	5 か所	10 か所						
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
通所授産施設	5 か所	8 か所														
通所更生施設	5 か所	10 か所														
[拡充]	【所管】障害保健福祉課															
精神障害者社会 復帰施設の整備	<p>精神障害者に対して、社会復帰に向けた訓練や各種相談業務を行う社会福祉施設の整備を促進します。</p> <p>【目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 17 年度末</th> <th>平成 22 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活訓練施設</td> <td>1 か所</td> <td>3 か所</td> </tr> <tr> <td>福祉ホーム</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>通所授産施設</td> <td>-</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>支援センター</td> <td>1 か所</td> <td>4 か所</td> </tr> </tbody> </table>		平成 17 年度末	平成 22 年度末	生活訓練施設	1 か所	3 か所	福祉ホーム	-	1 か所	通所授産施設	-	1 か所	支援センター	1 か所	4 か所
	平成 17 年度末	平成 22 年度末														
生活訓練施設	1 か所	3 か所														
福祉ホーム	-	1 か所														
通所授産施設	-	1 か所														
支援センター	1 か所	4 か所														
[拡充]	【所管】障害保健福祉課															

(8) 経済的支援

■ 現状と課題

障害者に対する経済的な支援として福祉手当、医療費助成など、各種の手当や助成を行うほか、心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。

■ 施策の方向性

今後も手当の適切な支給等を行い、障害者の経済的な支援等に努め、障害者の地域での生活を支えます。

ご存知ですか？ NO.4



身体障害者標識（障害者マーク）

肢体不自由に関わる条件付き免許を持つ方が、普通自動車を運転するときは、規定の「身体障害者標識」を自動車の前面と後面の所定の見えやすい位置につけて運転するように努めなければなりません。

自動車の運転者は「身体障害者標識」を表示している自動車に対して、幅寄せをしたり、その車が安全な車間距離を保てなくなるような進路変更をしてはいけません。

■ 主な事業

事業名	事業内容
心身障害者(児)福祉手当支給事業	特別障害者手当に該当しない在宅の20歳以上の重度身体・知的障害者及び障害児福祉手当に該当しない20歳未満の重度身体・知的障害児(者)を扶養する保護者に手当を支給します。
	【所管】障害保健福祉課
心身障害者扶養共済事業	身体または精神に障害のある児・者を扶養している満65歳未満の方が加入者となり、毎月一定の掛け金を払い込み、加入者が死亡または重度障害になったとき、障害児・者に終身一定の年金を給付します。
	【所管】障害保健福祉課
補装具・日常生活用具自己負担助成	補装具及び日常生活用具の給付に伴う自己負担額の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
福祉タクシー事業	重度の心身障害者等がタクシーを利用する際に、その運賃の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
自動車燃料費助成事業	重度の心身障害者等が自動車を利用する際に、その燃料費の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
障害者通所交通費助成事業	障害者が通所施設、小規模作業所、デイケア等に通所する際、必要な交通費の一部を助成します。
	【所管】障害保健福祉課
心身障害者(児)医療費助成事業	重度の心身障害者(児)に対し保険診療の自己負担分を助成します。
	【所管】障害保健福祉課

(9) 権利擁護の推進

■ 現状と課題

本市では、地域で安心して自立した生活を送れるように障害者の権利擁護の相談等に応じる障害者専門相談の実施や成年後見制度^{*}の利用に係る費用を助成しています。また、市社会福祉協議会でも地域福祉権利擁護事業を行っています。

今後とも、障害者が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

■ 施策の方向性

障害者がその人らしく地域で安心して自立した生活を送るため、障害者の権利を守るための事業の一層の充実を図ります。また、障害者に対する差別や虐待等に速やかに対応できる仕組みを検討します。

また、各種福祉サービス提供者における苦情解決システムの徹底を図ります。

■ 主な事業

事業名	事業内容
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為が困難な方が成年後見制度 [*] を円滑に利用できるよう、後見開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。 【所管】障害保健福祉課
障害者専門相談事業	障害者の権利擁護に係る相談等に応じるため、常設の相談窓口を設置し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行います。 【所管】障害保健福祉課
ちばし権利擁護センターの拡充	市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」では、判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を拡充します。また、市社会福祉協議会で法人後見を行います。 【所管】地域保健福祉課

(10) 文化・スポーツ活動の推進

■ 現状と課題

障害者の社会参加を支援する観点から、これまで身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者ソフトバレーボール大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援に取り組んできました。また、障害者週間*での啓発事業の実施やこころの健康フェアなどで障害者の作品展を開催しています。

今後は、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動を推進していくことが必要です。

■ 施策の方向性

障害者の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、より多くの障害者や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫していきます。

また、障害者のスポーツによる機能回復や体力維持を図るため、障害者スポーツ指導者を養成するとともに、平成22年度に千葉県で開催予定の全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を図ります。



車いすバスケットボール

(第5回全国障害者スポーツ大会 輝いて!おかやま大会 千葉市が優勝!!)

■ 主な事業

事業名	事業内容
全国障害者スポーツ大会の開催 [新規]	平成 22 年度に千葉県で開催予定の全国障害者スポーツ大会の開催に向け、その円滑な運営を図ります。 【所管】障害保健福祉課
障害者スポーツ指導者の養成 [新規]	障害者の機能回復、体力維持を図るため、障害者スポーツに関する知識、技術を有する障害者スポーツ指導員を養成します。 【目標】初級者 80 人、中級者 20 人 平成 22 年度末までに実施 【所管】障害保健福祉課
スポーツ大会等の開催	障害者の体力維持や地域住民との交流を図るため、身体障害者スポーツ大会や知的障害者のゆうあいピック、精神障害者のソフトバレーボール大会などを開催します。 【所管】障害保健福祉課
身体障害者福祉センター事業（再掲）	「療育センターふれあいの家」や「障害者福祉センター」で、身体障害者に関する各種の相談に応じるとともに、機能訓練や教養の向上、社会との交流の促進、スポーツ・レクリエーションのための場を提供します。 【所管】障害保健福祉課

パラリンピック

国際パラリンピック委員会が主催する世界最高峰の障害者のスポーツ大会。第 1 回は 1960 年のローマ大会（夏季）で、1988 年のソウル大会から、夏季、冬季ともにオリンピックに引き続いて、同じ開催国で行われています。

パラリンピックは、下半身不随を意味するパラプレジアとオリンピックを合わせた言葉でしたが、「もう一つの」という意味のパラレルとオリンピックを合わせた「もう一つのオリンピック」と解釈されるようになりました。

代表的な競技種目は、夏季大会では陸上競技、水泳、車いすバスケットボールなど、冬季大会ではアルペンスキー、ノルディックスキー、アイススレッジホッケーなどがあります。

(11) 多様なボランティア活動の推進

■ 現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に活動し、障害者の施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターや区事務所では、ボランティアやコーディネーターを養成するとともに、情報提供などを行い、ボランティア活動を支援しています。千葉市民活動センターでも、ボランティア活動の相談や情報提供などを行っています。

この他にも、市内の知的障害者による公園清掃などのボランティア活動を支援しています。

今後は、より身近な場所でボランティア活動を行う人と、ボランティアを必要とする障害者とのマッチングやボランティア活動の場が必要です。

■ 施策の方向性

今後は、ボランティアセンターを充実するとともに、より身近なところでボランティア情報提供ができる場所を確保し、ボランティア活動を行ってみたい市民のために、参加の機会を増やしたり、情報提供を行います。

また、ボランティア活動を行って、地域で障害者を支えたい市民に、手話や点字、要約筆記*、ノートテイク*、ガイドヘルプ*等を学ぶ機会を増やします。

スペシャルオリンピックス

スペシャルオリンピックスとは、知的発達障害者に様々なオリンピック形式のスポーツトレーニングや競技会を、年間を通して提供している国際的なスポーツ組織です。知的発達障害を持ちながらスポーツ活動に参加している方をアスリートと呼び、アスリートの健康や体力増進、競技技術の向上に加え、多くの人々との交流を通して、社会性を育むことを目的に事業を行っています。

スペシャルオリンピックスは、1963年、故ケネディ大統領の妹ユニス・ケネディ・シュライバー夫人が、自宅の庭を開放して行った知的発達障害の方たちのデイキャンプを始まりとしています。1968年には、ジョセフ・P・ケネディ財団の支援のもと組織化され、全米、世界へと広がっていきました。競技会は、1969年シカゴで開催された全米大会をきっかけに夏季世界大会が始まり、1977年からは冬季世界大会も行われるようになりました。その後、オリンピックと同じようにそれぞれ4年毎に開催されています。

■ 主な事業

事業名	事業内容
ボランティアセンターの拡充	各区に整備を進める保健福祉センターにボランティアセンターを設置し、ボランティア団体などの活動及び情報提供の場の確保に努めるとともに、ボランティア活動に関する情報を一元的に提供します。
[拡充]	【目標】平成 22 年度末までに実施 【所管】地域保健福祉課
ボランティアズカフェの整備	身近に気軽に立ち寄ることのできるボランティア情報の提供等を行う場として、ボランティアズカフェを整備します。
[新規]	【目標】平成 22 年度末までに実施 【所管】市民総務課、地域保健福祉課
ボランティア養成等事業	障害者に対する基本的知識と理解を深めるとともに、手話等の技術を習得することを目的としたボランティア養成講習会を開催します。
	【所管】障害保健福祉課
ボランティア育成・活動支援の推進	市ボランティアセンターでは、幅広い市民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上、リーダーの育成事業を行っています。さらにボランティア活動が高まるよう、相談、支援業務の充実を図って行きます。
	【所管】地域保健福祉課